

青森県報

号外第十九号

令和七年
三月二十八日
(金曜日)

目 次

規 則

○青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給
給条例第七条第二項の規定に基づく地域を定める規則の一
部を改正する規則……………(人事課) ……一

○青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こども
みらい課) ……一

○青森県漁業調整規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……二

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……二

○青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理
者に係る資格を定める規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……二

○青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……三

○青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(同) ……三

教育委員会

○青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……四

規 則

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第七条第二項の規
定に基づく地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十三号

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第七条第二項
の規定に基づく地域を定める規則の一部を改正する規則

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第七条第二項の規
定に基づく地域を定める規則(昭和三十六年五月青森県規則第五十七号)の一部を次
のように改正する。

本則の表甲地方の項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅
費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)による改正前の国
家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十四号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次
のように改正する。

第九条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二十条第一項、第二項及び第七項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改
める。

第二十二条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十一号様式及び第十二号様式中「第9条第一項(第10条第一項)を「第10条第一
項(第11条第一項)に改める。

第二十四号様式中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十五号

青森県漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県漁業調整規則（令和二年十一月青森県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十八条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改める。

第五十九条中「違反した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十八条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十六号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年十月二十九日から令和七年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「青森県立総合資料館」を「青森県立総合資料館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十七号

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則の一部を改正する規則

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則（平成二十四年三月青森県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第四号」に、「第六号」を「第三号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「条例第三条第一項第一号」を「水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第五条第一項第一号」に、「及び第四号」を「及び第五号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に改め、「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び学科目、同項第三号若しくは第四号に規定する課程」及び「同項第五号若しくは」を削り、「学科目に」を「課程に」に改め、「又は学科目」

を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十四条第三号の規定に

よる登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第一項第四号中「技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）」の下に「第四条第一項の規定」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第二項中「一年以上」とあるのは「六箇月以上」と、「一年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「を削り、「二年六箇月」を「二年六月」に、「三年六箇月」を「三年六月」に、「四年六箇月」を「四年六月」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「卒業者」の下に「又は修了者」を加え、「六箇月以上」を「六月以上」と、同項第五号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第十八号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「脱帽し、正面から上半身を写した」を「脱帽して正面から撮影した」に改める。

第三条第二号中「生年月日及び性別」を削る。

第二十五条第三号中「脱帽し、正面から上半身を写した」を「脱帽して正面から撮影した」に改める。

第二十六条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第十九号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第三項第十号中「第二十一条」を「第四十条」に改める。

第一号様式の表の中を次のように改める。

3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯、子育て世帯又は若者夫婦世帯に関する調

高齢者世帯	障害者等を含む世帯	子育て世帯	若者夫婦世帯	非該当
	(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)			

第一号様式の表の注釋事項(2)の(2)中「又は子育て世帯」や「子育て世帯又は若者夫婦世帯」の改め、(2)の(イ)中「昭和三十一年四月一日以前に生まれた」及び「同日以前に生まれた」や「60歳以上の」及び「未満の」や「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」の改め、(2)の(ロ)中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」の改め、(2)の(ハ)として次のように加える。

ニ 同居予定者が申込者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみであつて、申込者又は同居予定者のいずれかが40歳未満の者である場合にあつては、「若者夫婦

世帯」欄に○印を記入すること。

第一号様式の(イ)の注意事項の3中「又は子育て世帯」や「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に改める。

第七号様式の(表)中2を次のように改める。

2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯、子育て世帯又は若者夫婦世帯に関する調べ

高齢者世帯	障害者等を含む世帯	子育て世帯	若者夫婦世帯	非該当
	(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)			

第七号様式の(表)の注意事項の2の(2)中「又は子育て世帯」や「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に改める。回(2)のイ中「昭和31年4月1日以前に生まれた」及び「同日以前に生まれた」や「60歳以上の」及び「未達の」や「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。回(2)のイ中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。回(2)のイとして次のように加える。

- ニ 同居者が同居者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。)のみであつて、同居者又は同居者のいずれかが40歳未満の者である場合にあつては、「若者夫婦世帯」欄に○印を記入すること。

第二十四号様式及び第二十五号様式中「生活困難者一時生活支援事業」を「生活困難者居住支援事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十四号様式及び第二十五号様式の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程(昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一教職員課の項課長専決事項の欄中第二十号を第二十一号とし、第五号から十九号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第四号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号を第四号とし、同欄第二号中「(県立中学校を除く。)」の下に「及び義務教育学校」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

- 二 教育職員免許状再授与審査会委員に対する旅行依頼

別表第三所長専決事項の欄第十一号、第十三号及び第十四号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同欄第十五号中「(県立中学校を除く。)」の下に「及び義務教育学校」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
----------------------------------	---	-------------------------------